

核セキュリティの確保に対する基本的考え方について（案）

平成23年9月13日
原子力委員会決定

原子力委員会は、本日、原子力防護専門部会から「核セキュリティの確保に対する基本的考え方」と題する報告書を受領した。同報告書は、この専門部会が、これまで核物質の不法移転及び原子力施設又は核物質の輸送への妨害破壊行為に対する防護を「核物質防護」と称していたが、近年、防護の対象がこれらに加えて放射性物質の盗取及びその関連施設又は放射性物質の輸送への妨害破壊行為、さらには規制上必要な管理の外にある核物質及び放射性物質にまで広がったことを受けて、この取組を「核セキュリティ」と称するとした上で、核物質、その他の放射性物質、その関連施設及びその関連活動のそれぞれの特性に応じた合理的、効果的な核セキュリティの確保の在り方に関する基本的な考え方を国際的な動向をも踏まえて検討し、その結果をとりまとめたものである。

原子力防護専門部会は、同報告書において、IAEA（国際原子力機関）が作成した核セキュリティ文書シリーズの最上位文書である「核セキュリティ基本文書（案）」を参考にしつつ、核セキュリティを維持する必要性や目的、これを規制する行政機関及び治安当局をはじめとする関係する行政機関並びに事業者の責務など、我が国における核セキュリティの確保に対する基本的な考え方を明示している。さらに、我が国の核セキュリティ対策が同報告書に示した基本的な考え方に沿って検討され、着実に実施されること、及び核セキュリティ対策は我が国全体の包括的な安全保障対策の一部であることから、同報告書が我が国の安全保障対策に係る国及び国民各層の認識を深化させることに寄与することを期待している。

当委員会は、同報告書の内容は妥当と判断し、規制行政機関、治安当局をはじめとする関係行政機関及び事業者に対し、相互の連携強化に留意しつつ、我が国の核セキュリティに関する取組を同報告書の内容を尊重して着実に推進することを求める。当委員会は、今後、関係行政機関等が本報告書の内容を踏まえて核セキュリティに関する取組を適切に進めていることを確認する。

また、当委員会は、来年4月を目途に立ち上げ準備が開始された原子力安全規制に関する新組織が、我が国の核セキュリティに関する規制行政を同報告書の内容を尊重して推進できるのみならず、この「基本的考え方」を定める機能をも有するものとして整備されることを求める。

なお、原子力防護専門部会は、今後、IAEA 核セキュリティ文書シリーズの「核セキュリティ基本文書（案）」に次ぐ位置づけにある勧告文書について我が国の核セキュリティ対策への反映方針を検討するとともに、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓についての対応策を検討している。当委員会は、同専門部会がこれらの検討を迅速に進めることを期待する。